

丹波市認定地域クラブ活動補助金 Q&A

【補助対象者】

No. 1	Q	所属生徒が 1 人未満でも補助金の申請はできますか？
	A	申請時に所属生徒が 1 人未満の場合、補助金の申請はできません。生徒が 1 人以上所属してから申請してください。
No. 2	Q	補助金の有効期限はありますか？
	A	補助金の有効期限は令和 13 年 3 月 31 日までです。 1 年度内に 1 団体 1 回限りの補助金の申請が可能で、1 団体当たり連続する年度で 3 回限りの申請が可能です。
No. 3	Q	丹波市認定地域クラブとして、2 月に認定された場合は、翌年度から補助金を申請することはできますか？
	A	申請することができます。その場合は、翌年度から連続する年度で 3 回限りの申請が可能です（1 年度内に 1 回限り）。 丹波市認定地域クラブとして認定された後、活動開始時期や生徒の所属時期に応じて、各団体で申請時期を判断し申請してください。

【補助対象経費】

No. 4	Q	小学生や高校生などの他の参加者と一緒に活動している場合、補助対象経費とすることはできますか？
	A	補助対象経費は、丹波市立の中学校に在籍する生徒が所属する認定地域クラブ活動の運営に関する経費のみです。 生徒と他の参加者で明確に区分ができる経費は、所属する生徒を対象とする経費のみが補助対象となります。 明確に区分ができない共通経費は、補助対象外となります。 収支予算書・収支決算書・領収書などは、補助対象経費のみを記載してください。
No. 5	Q	生徒を伴って活動を行った期間が 1 年に満たない場合の限度額の考え方を教えてください。
	A	補助対象経費の区分のうち、謝金の限度額については、生徒を伴って活動を行った期間が 1 年に満たない場合、限度額に活動を行った月数（1 か月に満たない端数は切り捨てる）を乗じて得た額を 12 で除して算定した金額となります。 (例) 活動期間が 6 か月の場合 謝金の限度額 年額 360,000 円上限×6 か月÷12=180,000 円
No. 6	Q	謝金について、指導者同士の打ち合わせ（事前ミーティングなど）は、補助対象経費となりますか？
	A	補助対象外です。 補助対象となるのは、所属する生徒への指導に対する謝金のみです。

【補助対象経費（つづき）】

No. 7	Q	旅費交通費について、練習試合の交通費は、補助対象経費となりますか？
	A	補助対象です。
No. 8	Q	宿泊費について、食事代（ホテルバイキングなど）は、補助対象経費となりますか？
	A	補助対象外です。 補助対象となるのは、所属する生徒と指導者の宿代（食事代を除く）のみです。
No. 9	Q	施設使用料について、会場の空調設備や照明設備の使用料は、補助対象経費となりますか？ また、丹波市外の会場は、補助対象経費となりますか？
	A	補助対象です。 ただし、学校施設の使用料（空調設備や照明設備の使用料を除く）は、認定地域クラブの活動を対象に全額免除とするため、補助対象外です。
No. 10	Q	物品購入費について、生徒の個人所有となるユニフォームなどは、補助対象経費となりますか？
	A	補助対象外です。 補助対象となるのは、認定地域クラブの団体所有となる物品の購入費のみです。
No. 11	Q	物品購入費について、食事代（弁当やお茶など）は補助対象経費となりますか？
	A	補助対象外です。 ただし、熱中症対策を目的として、経口補水液やスポーツドリンク、塩分補給タブレットを購入する場合は、補助対象です。
No. 12	Q	補助対象期間はありますか？
	A	補助対象期間は、補助金の交付決定日から交付決定日が属する年度の2月末日までとなります。 例えば、補助金の交付決定日より前に購入した物品は、補助対象経費であっても補助対象外となります。

【申請手続き】

No. 13	Q	補助金の申請や請求、実績報告の手法はどのような方法がありますか？
	A	補助金の交付申請や請求は、原則として、下記の電子メールアドレスに電子で申請してください。 電子メールアドレス nintei-club@city.tamba.lg.jp 補助金の実績報告は、下記の窓口に、紙媒体で申請してください。 窓口 山南支所 2 階（丹波市山南町谷川 1110 番地） 丹波市教育委員会 学校教育課

【申請手続き（つづき）】

No. 14	Q	補助金の概算払いはできますか？
	A	補助金の交付決定額を上限として、概算払いは可能です（任意）。ただし、補助金の実績報告後、補助金額の確定により、補助金の精算（追加交付や返還）が必要となります。
No. 15	Q	補助金の交付申請後に、所属する生徒数が増加した場合など、申請内容に変更があった場合は、どのような手続きが必要ですか？
	A	補助金の実績報告の前に、あらかじめ丹波市認定地域クラブ活動補助金変更（中止）承認申請書に関係書類を添えて、教育委員会 学校教育課に提出してください。
No. 16	Q	補助金の実績報告書の際に、補助事業に要した費用の支払の事実を証する書類の写しとして領収書（写）の提出が必要となっていますが、どのような要件を満たしていればよいですか？
	A	購入金額・購入者名（認定地域クラブに限る）・購入品目・発行者名が明記された領収書（写）となります。 単に「スポーツ用品一式」や「お品物代」と記載されたものではなく、購入品目の明細と数量が明記された明細書つきの領収書となります。 また、指導者謝金の領収書については、様式を作成していますので、ご活用ください。
No. 17	Q	その他、補助金の交付申請などにあたり、留意すべきことはありますか？
	A	補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿や、収入及び支出を証する書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管する必要があります。 また、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。